第十一条第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第四項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改める。

第十三条第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十四条第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、同項第二号中「第二十三条の二」の下に「、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」を加え、同項第四号中「又は第二十三条の二」を「、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改め、同条第二項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十五条中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第二章第二節第二款の款名を削り、第十六条から第二十二条までを次のように改める。

第十六条から第二十二条まで　削除

第二十三条第一項中「一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）」を「派遣元事業主」に改める。

第二十四条中「（以下「労働者派遣法」という。）第二十三条第一項」を「第二条第四号」に、「労働者派遣法第二条第一号」を「同条第一号」に改める。

第二十五条中「雇用慣行」の下に「並びに派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方」を加える。

第二十六条第一項第二号中「場所」の下に「並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している」を「受けている」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について」を削り、「基づく労働者派遣」の下に「（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。）」を加え、「当該業務」を「当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について」を削り、「当該業務」を「当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十条を次のように改める。

第三十条　派遣元事業主は、その雇用する有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）その他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定有期雇用派遣労働者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号の措置を講ずるように努めなければならない。

一　派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること。

二　派遣労働者として就業させることができるように就業（その条件が、特定有期雇用派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定める事項に照らして合理的なものに限る。）の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

三　派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

四　前三号に掲げるもののほか、特定有期雇用派遣労働者等を対象とした教育訓練であつて雇用の安定に特に資すると認められるものとして厚生労働省令で定めるものその他の雇用の安定を図るために必要な措置として厚生労働省令で定めるものを講ずること。

2　派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に係る前項の規定の適用については、同項中「講ずるように努めなければ」とあるのは、「講じなければ」とする。

第三十条の三中「前二条」を「前三条」に改め、「就業の機会」の下に「（派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。）」を加え、同条を第三十条の四とする。

第三十条の二第一項中「（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。）」を削り、同条を第三十条の三とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（段階的かつ体系的な教育訓練等）

第三十条の二　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者（期間を定めないで雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならない。

2　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。

第三十一条の二に次の一項を加える。

2　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該派遣労働者に説明しなければならない。

第三十四条第一項中「次に掲げる事項」の下に「（当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する」を「当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の」に、「同項」を「第四十条の二第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日

第三十四条第二項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、「係る」の下に「事業所その他派遣就業の場所の」を加え、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所の業務」に改める。

第三十五条第一項第二号中「期間を定めないで雇用する労働者であるか否か」を「無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるか」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第三十五条第二項中「同項第二号」の下に「から第四号まで」を加える。

第三十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（労働者派遣の期間）」を付し、同条第二項を削る。

第三十五条の四を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とする。